

請求時に必要となる本人確認書類および請求資格確認書類

	窓口で請求する場合	郵送で請求する場合
本人が自分で請求する場合	1. 本人確認書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、マイナンバーカード等）	1. 本人確認書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、マイナンバーカード等）のコピー 2. 住民票の写し（30日以内に発行した原本）※住民票の写しのコピー不可
未成年者又は被後見人の方の法定代理人の方が代わって請求する場合	1. 法定代理人の本人確認書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、マイナンバーカード等） 2. 法定代理人の資格を証明する書類（戸籍謄本、成年後見登記の登記事項証明書など）（30日以内に発行した原本）	1. 法定代理人の本人確認書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、マイナンバーカード等）のコピー 2. 法定代理人の住民票の写し（30日以内に発行した原本）※住民票の写しのコピー不可 3. 法定代理人の資格を証明する書類（戸籍謄本、成年後見登記の登記事項証明書など）の原本（30日以内に発行した原本）
本人から委任を受けた代理人（任意代理人）の方が代わって請求する場合	1. 任意代理人の本人確認書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、マイナンバーカード等） 2. 委任状（30日以内に作成された原本） 3. 委任者の本人確認書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、マイナンバーカード等）のコピー 又は 委任状に委任者が実印を押印したうえで委任者の印鑑登録証明書（30日以内に発行した原本）	1. 任意代理人の本人確認書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、マイナンバーカード等）のコピー 2. 委任状（30日以内に作成された原本） 3. 委任者の本人確認書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、マイナンバーカード等）のコピー 又は 委任状に委任者が実印を押印したうえで委任者の印鑑登録証明書（30日以内に発行した原本） 4. 任意代理人の住民票の写し（30日以内に発行した原本）※住民票の写しのコピー不可